

令和 3 年 8 月 18 日  
東 海 北 陸 厚 生 局

### 保険薬局の指定の取消について

標記について、令和 3 年 8 月 17 日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険薬局の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせいたします。

#### 1 行政処分の内容

##### 保険薬局の指定の取消

名 称	共創未来うおづすみれ薬局
所 在 地	富山県魚津市北鬼江 2 丁目 21 番 5 号
開 設 者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山 善郎
取 消 年 月 日	令和 3 年 8 月 19 日
根拠となる法律	健康保険法第 80 条第 2 号、3 号、6 号

#### 2 監査を行うに至った経緯

平成 31 年 2 月 8 日、東海北陸厚生局富山事務所に、共創未来うおづすみれ薬局（以下「うおづすみれ薬局」という。）を開設する株式会社ファーマみらいの職員が来所し、「うおづすみれ薬局」において処方箋の不正操作が行われていたとして報告書の提出があった。当該報告は、平成 29 年 2 月に施設入所者に係る処方箋 60 枚について、実際は他の保険薬局で調剤し薬剤を交付しているにもかかわらず、「うおづすみれ薬局」において調剤を行ったとして調剤報酬を請求していたとの内容であった。また、施設基準として届出した調剤基本料 1 の算定に影響を与えている旨も併せて報告があった。

令和元年 9 月 26 日、個別指導を実施したところ、上記の報告書のとおり、不適切な処方箋の取扱い及び調剤報酬の不正請求の事実を一部確認するも、精査する必要が生じたため個別指導を中断した。

令和元年 12 月 5 日、個別指導を再開し、実際には他の保険薬局で施設入所者の処方箋に係る調剤を行い、薬剤を交付していたにもかかわらず、「うおづすみれ薬局」で調剤したものとして調剤録を作成し、調剤報酬を請求していたことを確認した。このことから、不適切に操作した処方箋に基づき調剤報酬を請求していたこと、及び処方箋集中率が要件の一つとなっている「調剤基本料 1」の施設基準について、

届出時から適合していなかったことが強く疑われたため、個別指導を中止し、監査を実施した。

### 3 行政処分 of 主な理由

監査において判明した行政処分の理由となる主な事実は以下のとおり。

- (1) 実際には、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。
- (2) 「調剤基本料1」の施設基準（特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割5分以下）に適合していないにもかかわらず、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして操作し、本来は「調剤基本料3」の施設基準で届出しなければならないところ、「調剤基本料1」の施設基準に適合しているとして虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。
- (3) 不正請求分に係る一部負担金を受領していた。

### 4 不正請求額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成29年1月から平成30年3月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求	1,644名	7,164件	1,763,297円
------	--------	--------	------------

### 5 再指定

原則として、指定の取消年月日から5年間は保険薬局の再指定は行わない。